

## 引 取 業 者 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

滋賀県知事

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

引取業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止する引取業者の住所、氏名（法人にあつては名称および代表者の氏名）および登録番号	住 所
	氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）
	登録番号
届出事由が生じた日	年 月 日
廃止する事由	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散 5 引取業の廃止

- 備考
- 1 廃止した日から30日以内に届け出をすること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 3 引取業者登録通知書を添付すること。
  - 4 廃止する事由およびその届出義務者は次のとおりです。
    - (1) 死亡（届出義務者：その相続人）
    - (2) 法人が合併により消滅（届出義務者：その法人を代表する役員であった者）
    - (3) 法人が破産により解散（届出義務者：その破産管財人）
    - (4) 法人が合併および破産以外の理由により解散（届出義務者：その精算人）
    - (5) 引取業の廃止（届出義務者：引取業者であった個人または引取業者であった法人を代表する役員）